

第 7 回 上 島 合 併 協 議 会						
開催年月日	平成15年8月28日(木)					
開催場所	岩城村生活文化センター 1階大集会場					
開 会	午後1時20分					
出席委員	1	会長 木下 良一	2	副会長 稲本 一	3	副会長 田尾 紀
	4	副会長 佐伯 真登	5	委員 島根 亀夫	6	委員 原山 公男
	7	委員 田名後 豊重	8	委員 土居 計彦	9	委員 横川 武広
	10	委員 林 栄一	11	委員 大林 清孝	12	委員 毎木 正博
	13	委員 濱田 光	14	委員 沼田 裕章	15	委員 松原 彌一
	16	委員 児玉 幸治郎	17	委員 村瀬 忍	18	委員 加登 まゆみ
	19	委員 森本 義之	20	委員 池本 福治	21	委員 村上 京子
	22	委員 澤田 年光	23	委員 西村 孝子	24	委員 横井 昇一
	25	委員 大林 貞光	26	委員 森山 月美		
その他出席者	1	幹事会委員 柏原 泰彦	2	幹事会委員 益崎 徹造	3	幹事会委員 林 正城
	4	幹事会委員 植田 正美				
欠 席 者	1	委員 相原 博昭	2	委員 泉原 光雄	3	委員 加納 清二
事務局出席者	1	局長 松崎 幸正	2	次長 大船 英夫	3	局員 森本 英隆
議 事	(1) 協議会会議録署名人の選任について (2) 報告事項 ① 事務局報告 ② 幹事会報告 ③ 新町将来構想策定小委員会報告 (3) 協議事項 ① 協議項目第 19 号 町字名の取扱いについて ② 協議項目第 16 号 使用料、手数料の取扱いについて ③ 協議項目第 17 号 公共的団体等の取扱いについて ④ 協議項目第 18 号 行政連絡機構の取扱いについて ⑤ 協議項目第 21- 号 各種事務事業(補助金、交付金等)の取扱いについて ⑥ 協議項目第 21- 号 各種事務事業(国民健康保険事業)の取扱いについて ⑦ 協議項目第 21- 号 各種事務事業(介護保険事業)の取扱いについて ⑧ 協議項目第 21- 号 各種事務事業(交通関係事業)の取扱いについて ⑨ 協議項目第 21- 号 各種事務事業(診療所)の取扱いについて					
閉 会	午後2時45分					

松崎事務局長	定刻より若干早いのですが、本日ご案内の委員の皆様、大体おそろいになりましたので始めさせていただきたいと思います。まず最初に、この場をお借りしまして、事務局より皆様のお手元に本日の案内、資料の送付等が遅れましたことを深くお詫びいたします。 それでは只今より、第7回上島合併協議会を開催いたします。まず、本日の会が委員29名のうち、26名ご出席いただいておりますので、規約第10条第1項の規程によりまして過半数以上の出席がありますので、成立することをご報告いたします。 それでは、早速、議事に入りたいと思います。議事、進行につきましては、会長に議長をお願いしたいと思います。会長、お願いいたします。
木下会長	本日はあいにくの雨模様でございますが、委員の皆様には何かとご多用中のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。我々、上島合併も地域住民のご理解を背景にいたしまして、前に向いて進んでおります。そして、膨大な事務的な事項につきましても、鋭意調整が進められているところでございます。改めて、皆様のご尽力に対しまして、心から敬意と感謝の意を表するものでございます。 限られた条件と時間の中で共に過去に学び、現在に立ち、未来に責任を持つべく、お互いに共生、協調の精神で合併してよかったといわれる地域づくりに全力を傾注しなければというふうに思っております。委員の皆様のご更なるご理解とご高配の程をよろしくお願い申し上げます。 それでは、会次第に従いまして協議を進めて参りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。まずはじめに会議録の署名人でございますが、岩城村の林委員、魚島村の横井委員お二人をお願いいたします。続いて、報告事項に入ります。事務局、幹事会、小委員会とありますが、まず事務局の方から報告をいたします。
森本事務局員	それでは、事務局報告を行います。資料の1ページの方をお開きください。まず、事務事業一元化業務についてでございますが、事務局において、教育部会、住民分科会、国保分科会から提出されました事務事業一元化調書を調整いたしました。今回、国保事業の取扱いについて協議会へ提出されています。 2の例規策定業務についてでございますが、これまでと同様、継続しまして、各専門部会、分科会におきまして、例規原案の作成事務を行っております。 3の新町の名称募集についてでございますが、8月20日をもって終了いたしました。応募総数は665通となっております。今後、小委員会で候補を絞り込んだ後、協議会で決定されることになっております。 4の各種打合せ会についてでございますが、合併に向け、各分野にわた

木下会長	って協議、検討を行って参りました。まず、消防体制についてでございますが、第2回目を7月17日に各町村消防主任、島部消防事務組合で、消防体制、防災無線等について協議を行い、第3回目を8月25日に行っております。各町村の消防団長、各町村消防主任で、消防団の取扱いについて協議を行っております。 また、老人ホーム打合せ会の第2回目を7月30日に行いました。 電算の打合せ会では、第3回目を7月24日に、第4回目を7月30日に行いました。電算統合に向けての協議を行っております。 また、今回はじめて広域行政事務打合せ会を、7月31日に今治市と今治市及び越智郡11か町村合併協議会とで協議を行いました。調整結果につきましては、今後、一部事務組合の取扱いのところで提出されることになります。以上簡単でございますが、事務局報告を終わります。 事務局の報告が終わりましたが、何かご質疑等ございましたらお願いいたします。 特にないようでございますので、次に移ります。幹事会の報告でございます。
大船事務局次長	それでは、第7回、第8回の幹事会報告を致します。資料2ページをご覧ください。 第7回目の幹事会を、8月4日午前10時40分から弓削町総合庁舎3階第1会議室で、幹事8名、事務局4名、島部消防上島出張所職員2名の計14名が集まり行ないました。 内容としましては、まず最初に新町の消防体制について協議をし、常備消防本部、消防署の基本体制（案）を決定致しました。そして、その案を各町村に持ち帰って、首長に報告し了解をもらうことと致しました。その、基本方針としては、消防力の充実強化を図るため、常備消防、非常備消防一体とした組織を確立し、常備消防については消防本部、消防署合わせて23名を基本とした体制とすることといたしました。また、消防団の組織、運営等については、現在、総務分科会消防班で協議中です。今後は、島部消防、各消防団等の関係機関と協議しながら、運用方針等の詳細を決めていきたいと思っております。 次に、今治地区広域行政事務組合についてですが、組合の取扱いについては、今治合併協議会との検討結果を基に協議の結果、『組合存続の必要性がなくなったことから、解散の方向で進める』と言うことを決定いたしました。 次に、電算システムの統合については、情報システム統合仕様書、設計書等に基づき、合併までに統合できるよう、早急に契約等の事務手続きを進めていくことと致しました。

木下会長	次に、知事陳情については、以下の5項目を合併協議会長名で陳情することといたしました。 最初に、上島地域の交通体系の整備促進については、上島架橋の推進、航路の再編、増便等の要望を、2番目に、離島における高度情報化の推進について、大容量基幹通信ケーブル敷設に対する民間業者への支援、離島間地域公共ネットワーク構築のための財政支援、既設光ファイバーにおけるダークファイバーを、離島地域公共ネットワークの構築のために活用していくための財政支援等の要望を、また3番目に、合併に伴う地理的特殊事情是正事業への財政支援ということで、常備消防の単独運営に対する財政支援、行政連絡船整備に対する財政支援、職員住宅整備に対する財政支援の要望を、4番目に、特別養護老人ホーム『海光園』の増改築に伴う財政支援について、これにつきましては4ヶ町村の協議が整えば要望する事とし、5番目に、離島地域の小規模県立高等学校の存続及び国立弓削商船高等専門学校専攻科の設置について、要望することといたしました。 また、組織及び機構については、4ヶ町村の総務課長により早急に原案を作成し、幹事会で協議することと致しました。 また、最後に事務事業一元化調書については、事務局で作成の『事務事業一元化調書総括表』を基に協議し、原案が出来次第、協議会に諮ることといたしました。 続いて、第8回の幹事会について報告を致します。次のページをご覧ください。 第8回目の幹事会を、8月22日午前10時40分から、弓削町総合庁舎3階第1会議室で、幹事8名、事務局5名の計13名が集まり行ないました。 内容としましては、今日の協議会に提案する議題について、協議調整を行ない、まず最初に報告事項として、「事務局報告」、「幹事会報告」、「新町将来構想策定小委員会報告」以上3件の報告を、協議事項として、「町字名の取扱いについて」、「使用料、手数料の取扱いについて」、「公共的団体等の取扱いについて」、「行政連絡機構の取扱いについて」、「各種事務事業として補助金、交付金等、国民健康保険事業、介護保険事業、交通関係事業、診療所それぞれの取扱いについて」の9項目を提案することを決定いたしました。 また、その他といたしまして、新町消防本部の消防無線、市町村防災行政無線の再構築について、四国総合通信局、県との協議結果を報告し、それぞれの設備について、合併までに整備していくこととし、順次分科会で検討し、必要なことは協議会で報告していくことといたしました。 以上で、第7回、第8回の幹事会報告を終わります。 幹事会の報告が終わりましたが、これにつきまして何か質疑等ありまし
-------------	--

池本委員	たらお願いいたします。 はい、どうぞ。 只今の報告なんですが、実は2ページがすべて抜けておりまして、もしあったらで結構ですので、入れていただけたらというように思います。私以外の方もおられるらしいですので、よろしくお願いします。
木下会長	それは、会議資料のページが抜けているということですか。
松崎事務局長	大変失礼いたしました。
木下会長	それでは、事務局の方で補充させますので、よろしくお願いいたします。他に何かございませんか。 どうも失礼しましたが、全部そろったでしょうか。 何か他に質疑等ございませんか。 特にないようでございますので、次に移ります。新町将来構想策定小委員会の報告でございます。大林委員さん、お願いいたします。
大林(清)委員	それでは、新町将来構想小委員会報告をいたします。 本来ですと、委員長から報告すべきですが、島根委員長が諸般の事情により、小委員会の委員からはずれることになりましたので、私、職務代理者として、報告いたします。 第4回の協議会で新町将来構想を提出した後、新町建設計画策定に入りましたが、協議会での報告が済んでいませんでしたので、今回報告いたします。資料の4ページをご覧ください。第9回の小委員会が、6月25日に行われました。最初に新町建設計画の策定方法及びスケジュール案について協議を行いました。事務局から構成案、スケジュール案等について説明があり、確認されました。 次に新町建設計画の策定方針案について、事務局から趣旨、構成、期間、留意点等について説明があり、確認されました。続いて、新町建設計画の具体的構成案について、事務局から説明があり、確認されました。 最後に上島合併住民懇談会について、事務局から実施要領案の説明がありました。開催時期については、「建設計画の具体的事業が固まる頃がいいのでは」、という意見があり、また、時間は、余裕を持って2時間程度で、説明内容については、議会へもあらかじめ知らせたいという要望もありました。これらを踏まえ、実施時期、実施方法については、事務局に任せるということになりました。

木下会長	今後、コンサルを交え、たたき台を作成し、原案の作成を行うこととなっております。 以上、簡単ではございますが、小委員会報告を終わります。 ありがとうございました。 今の報告につきまして、何かご質疑等ございませんか。 特にないようでございますので、協議事項に入ります。 ここで、ちょっとお断りいたしますが、「協議項目第19号の町字名の取扱いについて」、これは、先般提出いたしまして、それぞれの町村におきまして協議し、今回確認するというようにしておりましたが、個別の村におきまして調整ができていないところがございますので、次回以降に延ばしたいというふうに思います。この件につきましては、特別、時期的に急ぐこともないと思いますので、そういうことでご了解いただきたいと思いますのですが、よろしゅうございましょうか。 異議なし、という声あり。
木下会長	ありがとうございます。それでは、この件につきましては、次回以降に延ばしたいと思います。 続きまして、協議項目第16号、使用料、手数料の取扱いについて、事務局の方から説明させます。
松崎事務局長	それでは、協議項目第16号、使用料、手数料の取扱いについてを簡単に説明いたします。まず最初に、資料の訂正をお願いしたと思います。資料の12ページ、魚島村のところの一番上の段に、魚島村下水道使用料というのを、記入していただきたらというふうに思います。誠にすみません。 それでは、資料の10ページをお開き下さい。 協議項目第16号、使用料、手数料の取扱いについて提出する。 『使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。』 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとする。』ということで調整しております。 まず、使用料でございますが、資料の11、12ページに、また、金額等詳細につきましては、お手元のA3版の付属資料の方にまとめております。11、12ページの資料の方の備考欄のところに、付属資料何ページというふうにしておりますので、あわせて見ていただきたらというふうに

	思います。 手数料につきましては、資料の１３、１４ページに、また、同じように金額等詳細につきましては、付属資料に載せてあります。 ここで見ていただいたらわかりますが、使用料につきましては、類似施設ではありましても、建設年度、規模、建設費用等それぞれ違いますので、統一することがなじまないものが多々あることをご理解していただけたらと思います。また、手数料につきましては、ほとんどが同じか、同程度の金額になっておりますが、金額の違うものにつきましては、負担の公平性の原則により、統一するというふうに調整しております。 以上簡単ですが説明を終わります。
木下会長	説明が終わりましたが、これにつきまして何かご意見、質疑等ありましたら、お願いいたします。 何かございませんか。
池本委員	はい。
木下会長	はい、どうぞ。
池本委員	これを見ますと、非常に調整項目が多い、膨大な資料内容ですが、これをすべて調整する期間もかなり要すると思うんですけど、大体いつごろまでに目途を付けたいというような、そういう予定的なことは考えておられるのかどうか、おたずねします。
松崎事務局長	例えば、資料の１１ページをご覧くださいと思うのですが、これにつきましてかなりの項目の使用料があるのですが、一番最後の調整内容のところを見ていただけたらと思うのですが、現行のとおりとするというふうになっている分につきましては、何らかの社会状況の変化とかそういうものがない限り、現行の、今のままの使用料でいきますよということでございます。それから、当面現行のとおりとするというふうに調整しています分につきましては、新町になりましてできる限り早く、できるものから順次やっていくというふうに解釈願ったらと思います。以上でよろしいでしょうか。
木下会長	他にございませんか。 特にないようでございますので、協議項目第１６号、使用料、手数料の取扱いについては、原案どおり確認することにご異議ございませんか。 異議なし、という声あり。

木下会長	ご異議なしと認めます。よって、協議項目第16号については、原案のとおり確認されました。続いて、協議項目第17号、公共的団体の取扱いについて、議題といたします。説明願います。
松崎事務局長	誠にすみませんが、説明をする前に、これも資料の訂正というわけではないのですが、ここですべて公共的団体という言葉があるのですが、そのあとに「等」をつけて、すべての分に「等」をつけていただきたいと思います。これは、ここで調整する団体につきまして、地方自治法上でも合併特例法上でもすべて、公共的団体等というふうになっているためでございます。大変申し訳ありませんが、訂正方よろしく願います。 それでは、協議項目第17号、公共的団体等の取扱いについてを簡単に説明いたします。資料の17ページをお開き下さい。 協議項目第17号、公共的団体等の取扱いについて提出する。 『公共的団体等の取扱いについては、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。 (1) 4ヶ町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。 (2) 4ヶ町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。 (3) 4ヶ町村に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。 (4) 4ヶ町村それぞれ独自の団体は、原則として現行のとおりとする。』 ということで調整しております。 ここですべて公共的団体等の定義でございますが、地方自治法第157条の「公共的団体等」と同義で、農業協同組合、漁業協同組合、その他の協同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、青年会、婦人会等の文化事業団など、公共的活動を営むものは全て含まれております。法人格を持つかどうかは問われないものとされております。 そういうことで、資料の18ページに、各町村の代表的なものだけを整理しております。 調整内容でございますが、(1)、(2)、(3)それぞれに「調整に努めるものとする。」としてありますが、これは、地方自治法第157条に、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。」となっております。また、合併特例法第16条第1項第8号には、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。」となっております。つまり、できるだけ公共的団体等の統合

	がなされるように、合併協議会において検討し、公共的団体等の理解を求めていくというふうに解釈していただけたらと思っております。 以上、簡単ですが説明を終わります。
木下会長	説明が終わりました。これにつきましては、いろいろと難しい問題もあるかと存じますが、基本的な考え方としてこういう示し方をしております。何かご意見、質疑ありましたら、お願いいたします。
土居委員	議長。
木下会長	はい、どうぞ。
土居委員	座ったままで失礼します。各種団体がありまして、原則として4ヶ町村に共通している団体は合併時に統合するよう調整に努めるものとする、というふうにうたわれているんですけども、例えば、交通安全協会についてですね、これを一体化する手順というか段取りについて腹案でもあれば、お示しいただきたい。同じような団体がございますので、大体そういう手順になっていくんだらうと思うのですが、安全協会の各役員さん、支部の責任者の方に集まっていたいて新しい組織を模索していただくのか、その辺の案があればお示しいただきたい。
松崎事務局長	例えば、交通安全協会とか婦人会とか上部団体のある団体につきましては、上部団体との協議も必要であろうかと思えます。その辺を別途協議しながら、合併後速やかに統一できるものであれば、統一するよう調整していくというふうに考えております。以上で、よろしいでしょうか。
土居委員	そんなにもめることはないのかもわかりませんが、やはり今まで各町村、鋭意単独にやられておりますので、基本的な活動方針はみな合っているんだらうと思うんですけども、これもですね、氷山の一角でして、大変時間と手間がかかる作業だと思います。以下、ここにあります、会にしましてもですね、個々には大変なご苦労があると思いますので、実際これが確認されて動き出せば、各種団体さんに非常にお世話になるしご苦労もかけることになると思いますから、事務局さんも大変でしょうけど、我々もお手伝いできることがあればお手伝いするぐらいのつもりでございませうけれども、ひとつよろしくお願いいたします。
木下会長	他にございせんか。 特にないようでございますので、協議項目第17号、公共的団体等の取扱いにつきましては原案どおり、これを原則として調整に努めるというこ

木下会長	とで確認することにご異議ございませんか。 よろしゅうございましょうか。 はい、という声あり。 それでは、ご異議なしと認めます。よって原案どおりこれを原則として調整することを確認いたしました。 続きまして、協議項目第18号、行政連絡機構の取扱いについて、事務局から説明をさせます。
松崎事務局長	それでは、協議項目第18号、行政連絡機構の取扱いについてを簡単に説明致します。資料の21ページをお開き下さい。 協議項目第18号、行政連絡機構の取扱いについて提出する。 『行政連絡機構については、当面現行のとおりとし、新町において統一した連絡調整機能を持った組織となるよう統合又は再編に努めるものとする。ただし、報酬等については、均衡が図れるよう合併時に調整するものとする。』ということで調整しております。 市町村の行政連絡機構、いわゆる自治会、町内会等は、まず、地域コミュニティの歴史に根ざしておりますし、地域住民の生活に果たす役割は非常に重要なものがあります。そういうことを十分理解し、新町において統一した連絡調整機能を持った組織となるよう統合、再編するものであります。資料の22、23ページに、各町村の現況を載せてございます。その中で報酬の額につきましては、各町村大きく違いますので、この報酬につきましては合併時に調整するというふうに調整しております。 以上、簡単ですが説明を終わります。
木下会長	事務局の方から説明が終わりましたが、この問題につきましてもそれぞれ地域の特性に基づいたものがあるかと思います。最終的にはいろいろな意味で公平を保つように、そしてその効果を失わないようにやっていかなければと思いますが、何か質疑、ご意見ございますか。 特にないようでございますので、お諮りいたします。 協議項目第18号、行政連絡機構の取扱いにつきましては原案どおり確認することにご異議ございませんか。 異議なし、という声あり。
木下会長	ご異議なしと認めます。よって原案どおり、協議項目第18号は確認されました。 続いて、協議項目第21号、各種事務事業の取扱いについて、事務局か

森本事務局員	ら説明いたします。 それでは、協議項目第 21 号各種事務事業(補助金、交付金等)の取扱いについてご説明いたします。資料の 25 ページをお開きください。 各種事務事業(補助金、交付金等)の取扱いについて提出する。4 ヶ町村の補助金、交付金等は、従来からの経緯・実情に配慮し、新町においてその必要性・公平性などの観点から内容を検討し調整するものとする。ということで、調整をしております。 次の 26 ページから 29 ページまで、それぞれ総務関係、民生関係、農林水産関係、商工関係、消防関係、教育関係、保健施設関係について団体補助、事業補助に分けて主だったものを掲載してございます。全てということではございませんのでご了解いただいたらと思います。 これらにつきまして、新町において、調整を図るというものでございます。詳しくは、資料の方をご参照いただいたらと思います。 簡単でございますが、説明を終わります。
木下会長	説明が終わりましたが、これにつきまして何かご意見、ご質疑ございますか。
児玉委員	はい。
木下会長	はい、どうぞ。
児玉委員	意見ではないんですが、この調整という意味の中にはゼロになるという意味も入っているんでしょうか。
木下会長	それは新町で行うことということですから、可能性としてはありうるのだと思います。
松崎事務局長	はい、今、会長が言われたとおりで可能性としてはあると思います。
児玉委員	はい、わかりました。
木下会長	他にございませんか。 特にないようでございますし、これにつきましては新町において検討するというのが基本でございますので、お諮りします。 協議項目第 21 号、各種事務事業（補助金、交付金等）の取扱いにつきましては、原案のとおり確認することにご異議ございませんか。

木下会長	異議なし、という声あり。 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認されました。 続きまして、各種事務事業のうち、国民健康保険事業の取扱いについてを議題として説明を求めます。
森本事務局員	それでは、協議項目第21号、各種事務事業（国民健康保険事業）の取扱いについてご説明いたします。 各種事務事業(国民健康保険事業)の取扱いについて提出する。 『1. 保険税率及び納期については、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができるよう統一を図るものとする。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。』これにつきましては、32 ページの方に税率、それから33ページの方には納期の記載がございます。税率につきましては、各町村かなり違いがありますので、17 年度には統一を図ります。納期につきましては、弓削町の例によります。 続きまして、『2. 軽減割合については、7 割、5 割、2 割軽減を適用する。ただし合併する年度は、旧町村の例による。』ということで調整をしております。資料の33ページでございますが、軽減割合については、各町村若干違ってありますが、弓削町、生名村の例により、7 割、5 割、2 割といたします。ということです。 続きまして、『3. 保険給付事業の一部負担金及び出産育児一時金については、現行のとおりとし、葬祭費については、弓削町、生名村の例により統一する。』ということで調整をしております。資料の34ページでございますが、一部負担金及び出産育児一時金については、各町村とも差異がないため、現行どおりといたしまして、葬祭費につきましては、弓削町、生名村の例により、統一するというものでございます。 『4. 保険事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、相違あるものは調整し統一する。』ということで調整をしております。 同じく34ページの方でございますが、人間ドックにつきましては、新町において、魚島村の例を基本に継続いたします。ただし、対象者は、40 歳以上 65 歳未満のものとし、優良表彰につきましては、生名村の例を基本に調整します。ただし、1 年表彰は、廃止といたします。ということで調整をしております。 続きまして、『5. 国民健康保険運営協議会は、新町において新たに設置する。』ということで調整をしております。同じく34ページの方でございますが、運営協議会は、新たに設置し、委員の定数、報酬等については、合併時に調整します。ということです。 以上、簡単でございますが、説明を終わります。

木下会長	説明が終わりました。この件につきまして、質疑、ご意見等ありましたら、お願いいたします。 特にないようでございますので、国民健康保険事業の取扱いにつきまして、原案のとおり確認することにご異議ございませんか。 異議なし、という声あり。
木下会長	ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり確認されました。 続きまして、各種事務事業（介護保険事業）の取扱いについてを議題といたします。事務局に説明を求めます。
大船事務局次長	それでは、説明致します。資料の３７ページをお開き下さい。 協議項目第２１号、各種事務事業（介護保険事業）の取扱いについて提出する。介護保険事業の調整方針としては、 『１．保険料については、第３期介護保険事業計画に基づき再算定し、運用開始の平成１８年度賦課から統一する。ただし、合併する年度及び翌年度については、旧町村の例による。 ２．納期（普通徴収）については、弓削町、魚島村の例による。 ３．介護保険運営協議会及び介護認定審査会については、新町において新たに設置する。』 次のページをご覧ください。ここでは、４ヶ町村の１４年度の現況を記載してあります。保険料率については、第１号被保険者、すなわち６５歳以上の方の保険料について、それぞれ介護保険法施行令第３８条第１項第１号から第５号まで、これは所得階層別に分けた金額を定めていますが、現行では４ヶ町村それぞれ差がございます。これについては、平成１５年度から１７年度までの第２期事業計画運用期間は、現行の保険料を適用し、第３期事業計画運用開始の平成１８年賦課から統一することとしました。 また、納期については、弓削町、魚島村の例によることとし、賦課期日は、現行のとおり４月１日です。介護保険運営協議会の組織については、合併までに委員定数、構成員の調整を行い、新町において設置することといたしました。 また、介護認定審査会は、現在４ヶ町村で共同設置しておりますが、これを廃止し、新町において新たに設置することといたしました。 以上で、介護保険事業の取扱いについての説明を終わります。
木下会長	説明が終わりましたが、これにつきまして何か質疑、ご意見ございましたら、お願いいたします。
佐伯副会長	はい。

木下会長	はい、どうぞ。
佐伯副会長	保険業務について、質問といいたいでしょうか、意見といいたいでしょうか、申し上げたいと思いますが、4ヶ町村の保険料率が非常に変わっているわけでございまして、かなり差があるわけでございまして、施設やサービスによって保険料の金額が変わるのは当然でございますけれども、18年度から統一料金とするということであれば、それまでに新町において充分均一なサービスが受けられるよう、ひとつ新町に要望したいと思います。まあ、新町といいたいまでも仮のことですけれども、恐らく今日ご出席の皆さん方が中心メンバーとなると思いますので、特にお願しておきたいと思っております。以上です。
木下会長	他に何かございませんか。 ないようでございますので、介護保険事業の取扱いにつきましては、原案のとおり確認することにご異議ございませんか。 異議なし、という声あり。
木下会長	ご異議なしと認めます。よって介護保険事業につきましては、原案どおり確認されました。 続いて、交通関係事業の取扱いについて、事務局の説明を求めます。
大船事務局次長	それでは、説明いたします。資料の42ページをお開き下さい。 協議項目第21号、各種事務事業（交通関係事業）の取扱いについて提出する。交通関係事業の調整方針としては、 『1. 新町において交通安全推進協議会を設置するとともに、交通安全計画を策定する。 2. 公共交通機関については、当面現行のとおりとする。 3. 交通災害共済については、新町においても引き続き実施する。 4. チャイルドシート関係事業については、合併時に廃止する。』 次のページをお開き下さい。まず最初に、交通安全対策として、交通安全対策推進協議会は4ヶ町村にそれぞれございますが、新町において新たに組織を整備し交通指導員についても、新町において15人以内で調整することと致しました。報酬額は統一し、活動は当面現行に準じ、順次調整することとして、交通安全施設の整備計画、手続き等については、交通安全協会の再編と併せて新町において調整することと致しました。 次に、交通安全協会支部の再編については、先ほど公共的団体等の取扱いでもありましたが、伯方本部と各支部で協議することとし、合併後に統合する方向で調整していきたいと思っております。

	次に、公共交通機関については、弓削町、岩城村にバス事業、生名村、魚島村に船舶事業がありますが、いずれも現行のとおりとし、改善すべき事項が出てきたら、新町において検討することといたしました。 交通災害共済においては、合併後も事業を継続することとし、申請受付等の事務については、新町において調整することといたしました。 最後に、チャイルドシート購入費補助については、現在、生名村と岩城村が事業を実施していますが、生名村については、1万円を限度として半額補助、岩城村については、年額1,200円で貸し出していますが、いずれも合併時に廃止することといたしました。 以上で、交通関係事業の取扱いについての説明を終わります。
木下会長	説明が終わりました。交通関係事業の取扱いについて質疑、ご意見がございましたらお願いいたします。
佐伯副会長	はい。
木下会長	はい、どうぞ。
佐伯副会長	例えば、公共交通機関については現行のとおりとし、この現行の意味でございしますが、例えば運航時間等、ここに4ページに書いているわけですが、これなどもまた合併までに変わるかもしれないということでございます。新造船の建造計画もできておりますので、というようなことでございますので、現行という意味を合併時というふうに理解したいと思っておりますが、それでよろしいかどうかお教えいただきたいと思えます。
大船事務局次長	この件に限らず、いろいろ現況は合併までに変わっていくことですので、そのような考えでいいと思います。
木下会長	他にございませんか。 特にないようでございますので、交通関係事業の取扱いにつきましては、原案のとおり確認するということでよろしゅうございましょうか。 異議なし、という声あり。
木下会長	ご異議なしと認めます。よって交通関係事業の取扱いにつきましては原案どおり確認されました。 続きまして、診療所の取扱いについて事務局より説明を求めます。

大船事務局次長	それでは、説明致します。資料の４７ページをお開き下さい。 協議項目第２１号、各種事務事業（診療所）の取扱いについて提出する。診療所の調整方針としては、『診療所業務については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』 次のページをご覧ください。診療所については、現在、魚島村に魚島村国民健康保険診療所と、次のページにあります魚島村高井神へき地出張診療所がございます。概要については、ご覧のとおりとなっておりますが、魚島村国保診療所には、医師１名、看護師１名、事務職員１名がいます。現在、事務職員が休んでいますので、臨時職員１名を採用しています。また、高井神へき地出張診療所には、毎週木曜日の午後から、魚島の国保診療所の職員が出張診療をしております。 いずれも、島民の健康の増進と福祉の充実のため、欠かせないものとし、現行のとおり新町に引き継ぐものとしたしました。 以上で、診療所の取扱いについての説明を終わります。
木下会長	事務局の説明が終わりましたが、これは当然のこととして、現行のとおり新町に引き継ぐということでよろしいと思いますが、いかがでございましょうか。 異議なし、という声あり。
木下会長	ご異議なしと認めます。よって診療所の取扱いについては、原案のとおり確認されました。 以上で用意しておりましたものは、全て終わりました。皆様のご協力に感謝します。折角の機会でございますので、何かご意見等ございましたらお願いいたします。 はい、どうぞ。
西村委員	座ったままで失礼します。今まで、全部異議なしで私も賛成をしているんですが、内容的にはこれから新町になったりしてから、いろいろ調整とかをされると思うんですけど、いち住民として住民が、さっき冒頭で会長が言われたように合併してよかったというふうな感じでいろいろ調整とか配慮していただきたいと思います。さっきも弓削町の児玉委員が言われたように、ゼロもありえるという感じもあるんですけど、私から見るとやはりこれは合併のなす意味だと思うんですけど、いただくものが少なく出すものが多いという感じになりえるところが多いと思うので、こういうところもちゃんと配慮していただいて検討していただきたいと思います。以上です。

木下会長	これはみんなの問題でございますので、よろしくご配慮、お考え願いたいと思います。
佐伯副会長	はい。
木下会長	はい、どうぞ。
佐伯副会長	上島地区の合併協議会が果たして、来年の１０月に実現できるんだろうかというような不安を途中持ったりしたことがございましたが、今日の審議の状況を見まして、非常に心強く思ったわけでございます。 というのは、新聞紙上で見ておりますと、他の地区では随分遅れて法定協議会ができてかなりのことが済んでいると、上島は大丈夫かなと思ったりしたわけでございますが資料を見ましても、事務局の苦労等、委員の皆さん方の苦労等、ご苦労を伺って非常にありがたいと思うわけでございますが、折角決めた来年の１０月１日までに円滑に事務を進められますよう、事務局の皆さん方も非常によくやっていると私は感心しているわけでございますが、今後とも頑張っていただきたいと、こんなふうにもお願いも兼ねて最近ちょっと心配しておりましたんですが、ちょっと安心したので一言申し上げました。以上です。
木下会長	他にございませんか。
林(栄)委員	はい。
木下会長	はい、どうぞ。
林(栄)委員	事務局の方へお願いしたいんですけども、今回の資料がおととい頃入りました。今までも多々、小委員会についてもそういうことがありました。これから、重要な部分を検討する場合は最低３日前に委員会メンバーに配布できるようにお願いいたします。
松崎事務局長	はい、大変失礼しました。本当にご迷惑をかけて、今回は特に遅くて皆さんにお叱りをいただきましたが、最低でも３日前に着くようにもっと努力して配布したいと思いますので、よろしくお願いいたします。
木下会長	私の方からも、十分注意しておりますので、今後はそういうことのないようにいけると思います。よろしくお願いいたします。
村瀬委員	今のご意見について、事務局があまりにもかわいそうなので一言申し上

げます。私は弓削の者ですから、事務所の窓口、随分遅くまで電気が付いております。これだけの資料をこれだけの人間でやっているんですから、一生懸命頑張って、やっとあそこまでこぎつけたんだと思います。この会議に間に合わせたんだと思います。私はこの資料が届いたときに、これは凄いと思ってびっくりしたんですけども、まあそういうことで了承してあげてもらいたいと思います。

それから、話は変わるんですが会長が何でもいいからとおっしゃったので申し上げますが、一番初めの会合の時に会長があくまでも四島が同じ条件で合併しようと、そして、小さくてもダイヤモンドのようにきらっと光る町を作ろうじゃないか、というごあいさつがありました。私は、あの一言で、「よし、委員を務めよう」と、「努めさせてもらおう」という覚悟をしました。それから考えますと、どうもフィフティフィフティの合併に今のところなっていないと、かように思います。なぜかと申しますと、これは地理的な問題があったんでしょうけれども、魚島村の水がまだ確保されていない。他の3ヶ町村は友愛の水をいただいて、その恩恵に浴しているものですから、水のこと是一言も申し上げていない。皆さん方も水で心配したことはないと思うんです。だけど、魚島村はそうはいかないんです。

私はついこの間、法務局へ用事があって一日詰めておりましたら、法務局でこういう本を見つけまして、見せていただいてお借りして来たんですけども、これは『島に生きる』という、前村長さんが書かれた本、魚島村のですね。この本を読みまして、これは大変だったんだなど、はじめから終わりまで水のことを書いてあるんです。まず、埋め立てをするのにはそこに大きなタンクを作って、貯水所を作ってくれと県へ申し上げたんだけれども、そういう例はないからということではねられたけれども、日参して、それをやっとやってもらった。でも、三原から持ってくる水は、冬場で時化るとあの中を乗り越えて来れないと、そうすると魚島村がたちまち水の危機になる。だから、我々もついこないだまではそういう経験、魚島ほどではないけれども、水不足で苦しんでおったのにもかかわらず、その水のことがこの会議でまだ一回も出ていない。ただ重要項目として、水ということが出ました。それも最後に出ております。私はまずこの水を解決しないと、フィフティフィフティの合併にはならないと思っております。なぜ、他の町村からでもこの水の事を出して問題にしないのだろうか、と不思議でしょうがなかった。だけど、魚島村の人は非常に遠慮深いというのか、その苦しみに耐え慣れているのか、一言も出しておいでません。

だから、私はあえて申します。生活の基本になる水は絶対に確保してあげなければ。それにはどうすればいいか、皆様方のみんなの気持ちで魚島に水を引こうじゃないか。それから、町村合併の話は、それから進むんじゃないかというくらいの気持ちになってもらいたい。かように思いまして、あ

	えて申し上げました。これを読みますとね、水を蓄えるのに想像もつかないような工事をやっているんです。竪穴の凄い大きな井戸を掘りまして、それからまたずーっと横に掘って貯水池と井戸とを兼用したようなものを創っております。こんな苦勞をしているところがどこにありますか、この4ヶ町村で。ただ、地形的に遠いからということで水が引けないと安易に皆様方あきらめているかもしれませんがけれども、魚島の人間には大変な問題なんです。 それで、昨日ちょっと事務局へ行ってその数値を教えて欲しいと言ったんですけれども、まだ私のところへ間に合わなかったんであれですけど、私の記憶では確か水の件が百二十何件か出ていたと思います。水を引いてくれということが。他の3ヶ町村からはこういう意見は絶対出ていないんです。魚島から出ているんです。魚島へ配ったアンケートが百四、五十のアンケート。その中で、百二十からの水を引いてくれという第1項目に出てきたということは、パーセンテージにすると非常に大きなパーセンテージなんです。だから、これを無視することは絶対にできない。水は絶対に魚島に引くということを皆さん方、合併に関して水を引くんだという気持ちを一いつ皆様方の中に納めておいて、力を貸してもらいたいと思います。 それからもう1件、ちょっと今村長さん新しい船を造られて新しい航路をどうかこうとかいう、ちょっと小耳に挟んだんですが、県道のない島というのは魚島だけなんです。だから、県にそういう特例ではあるでしょうけど、県道を作るかわりに船を造ってくれと、県道の維持費のかわりに船の維持費の足しにさせてくれということを新町で申し上げれば、今の加戸知事ならなんとか聞いてくれるんじゃないかと、そういうような気がします。ですからぜひ、今どうこうというわけではありませんけど、この町村合併の会議が合併するまでに魚島に水を引くんだということだけを皆さんで決議していただきたいと、切にお願いしたいと思います。以上です。
木下会長	それぞれの問題につきまして、歴史があり制度があり技術があり、いろいろございます。そういうことで、将来構想を描き、建設計画を作るわけですが、その際にいろいろご意見は拝聴していきたいと思います。皆さんのいろいろな面でのご配慮よろしくお願い申し上げます。 他にございませんか。
池本委員	ちょっといいですか。 私は途中から委員に選任されましたけれども、ひとつだけ気になることがあるわけですが、この上島地区におきましては橋を架けるということが、かなり将来展望として非常に大きな問題となっておったわけですが、最初から橋を作る、作らない、作るであろうということで

木下会長	かなりの委員さんがかなり今でも努力されておられると思いますが、現在、どのあたりまでそれが進行されておるのか、進捗状況が分ればお知らせ願いたいと思います。 上島架橋につきましては、長年の夢でも希望でもあります。ただ、県道でございますので、事業主体は県でございます。ですから、そのへんははっきりしない面もありますけれど、昨年8月来、この問題については、それぞれ県、四国整備局、国というふうに要望活動が続けて参りました。現時点におきましてはご承知のとおり、愛媛県が来年度の新規事業の重要項目のひとつにあげていただいておりますし、知事も非常に強い意向で話しておられます。先般、町村長、議長そろって知事のところへ参りまして、お礼とお願いをこめて参りました。その際も非常に強い意向で、大変に力強いものを感じたわけでございます。 続いて、先だって20日に整備局へ参りました。21日に財務省、国土交通省、というふうに要望を続けておりますけれども、昨年度の要望に対しましては、とりあえずの問題として、300万、調査費が組まれまして、要望してなかった島内道路の整備が1億2,000万ほどついたんですが、それをひとつの取っ掛けかりにして、我々も期待をして頑張っておるわけでございますが、先般、整備局へ行って局長の話を聞きますと、局長もなんとかして実現する方向で頑張りたいという非常に強い意向を示されましたし、それから国の方もかなりいい感触を我々としては得たというふうに思っております。それで、四国、本庁と通じて加戸知事の強い意志がいろいろな意味で通っているという感触を得ました。ですから、緩めずに期待を込めて頑張りたいというふうに思っております。ただ、本日の新聞を見ますと四国整備局の来年度の概算要求の項目の中に上島架橋が載っていないので、ちょっと気にしているわけでございます。 明日、道路の問題の懇談会があるようなので、もしこの問題に関係した発言ができるようでしたら、発言したいというふうに思っておりますが、昨年来の状況から今年度になって初めてですが、行った限りでは非常に理解が得られ、感触が良かったというのが現状でございます。ただし、ご承知のような財政状況でございますので、決して楽観は許されないと思っております。一生懸命頑張ります。皆さんのお力添え、よろしくお願いいたします。
池本委員	ありがとうございました。本当に関係しておられます方のご努力はよく分るわけでございますが、将来そのような、先ほど木下会長が言われましたようなかたちで我々に夢を、夢ではなくてこれは実現していただきたいというように要望いたしたいと思っておりますので、よろしくこちらこそお願いいたします。ありがとうございました。

木下会長

他にないようでしたら、これで本日の協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成15年 月 日

署名委員

署名委員